

天神川氾濫災害による損害に
係る兵庫県及び工事関係者の
責任についての提言

天神川氾濫災害補償委員会

天神川氾濫災害による損害に係る兵庫県及び工事関係者の 責任についての提言

本委員会は、令和5年5月8日に発生した天神川氾濫災害（以下「本件災害」という。）による損害に係る兵庫県及び工事関係者の責任について、検討し、結論を得たので、兵庫県に対して下記の提言を行います。

令和6年10月25日

天神川氾濫災害補償委員会

委員長 角 松 生 史

記

- 1 本件災害については、令和5年8月23日に、国家賠償法第2条第1項に基づき、河川管理者である兵庫県が被災者に対して、その損害額の賠償をすべきであるとの提言を行った。本件災害は堤防強化工事中に生じたものであって、本件工事に関わった兵庫県以

外の工事関係者（設計業者、施工業者及び施工監理業者）との損害の公平な分担の観点が必要である。本提言は、このような観点から、本件工事に起因して生じた損害に係る兵庫県及び本件工事関係者の責任の検討を行ったものである。

- 2 先ず、設計業者は、仮締切堤の設計において、既設堤防と同等以上の治水の安全度を有する構造とは評価しえない状態であったことに加え、天神川が天井川である特殊性を考慮できていなかったために、河床からの浸透対策が不足した設計となっていた。このため、提出された成果品は仮締切堤設置基準（案）に適合しておらず、共通仕様書で定めた義務に対する違反があった。

これらの義務違反があったことにより、仮締切堤の弱体化や本件災害の原因である河床部の遮水性の不足を生じさせた。

- 3 次に、施工業者は、特記仕様書で定められた仮設水路部に充分な通水断面を確保する義務及び工事施工前に監督員に対して施工計画書を提出し、充分な通水断面を確保するための施工計画の承諾を得る義務に対する違反があった。

これらの義務違反があったことにより、本件災害の原因である仮締切工の通水断面の不足を生じさせた。

- 4 最後に、施工監理業者に関しては、施工業者から施工計画書の提

出がなされていなかったことや、仮締切工の通水断面が不足していたことに対して、これを指摘し、設計図書どおりの履行がなされるよう指示を行うなどの是正措置をとるべきであったにもかかわらず、これを怠っていたために、共通仕様書で定めた義務に対する違反があった。

これらの義務違反がなく、適切に施工監理が行われていれば、本件災害の原因である仮締切工の通水断面の不足を防止できていた。

- 5 他方、兵庫県についても、仮締切堤設置基準（案）に適合しない成果品であることを看過し、本件工事で特に重要と認識していた仮締切工の施工状況やその監理状況について確認・調査を怠っていた事情などを踏まえると、工事発注者あるいは河川管理者に求められる監督責任を十分果たしていたとはいえない状態であった。
- 6 以上のとおり、本件工事における諸事情を総合的に勘案すれば、各工事関係者に対しては損害賠償請求を行うべきであるが、発注者であり、かつ、工事全体について監督する立場にある兵庫県にも過失がないとはいえないことから、一定割合については損害を負担すべきであり、その割合に応じて過失相殺をすることが考えられる。したがって、兵庫県及び工事関係者の過失割合に応じて適切に求償がなされるべきである。

天神川氾濫災害補償委員会

委員長 角松生史 神戸大学大学院法学研究科教授

委員 浅田修宏 弁護士

委員 後藤洋平 1級損害保険登録鑑定人